

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十六条の規定に基づき、鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、令第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び第八十二条の五を除く。）を行った場合においては、この限りでない。

一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ アンカーボルトが、当該柱の中心に対して均等に配置されていること。

ロ アンカーボルトには座金を用い、ナット部分の溶接、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めを施したものであること。

ハ アンカーボルトの基礎に対する定着長さがアンカーボルトの径の二十倍以上であり、かつ、その先端をかぎ状に折り曲げるか又は定着金物を設けたものであること。ただし、アンカーボルトの付着力を考慮してアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においてはこの限りでない。

ニ 柱の最下端の断面積に対するアンカーボルトの全断面積の割合が二十パーセント以上であること。

ホ 鉄骨柱のベースプレートの厚さをアンカーボルトの径の一・三倍以上としたものであること。

ヘ アンカーボルト孔の径を当該アンカーボルトの径に五ミリメートルを加えた数値以下の数値とし、かつ、縁端距離（当該アンカーボルトの中心軸からベースプレートの縁端部までの距離のうち最短のものを用い。以下同じ。）を次の表に掲げるアンカーボルトの径及びベースプレートの縁端部の種類に応じてそれぞれ次の表に定める数値以上の数値としたものであること。

アンカーボルトの径（単位	縁端距離（単位 ミリメートル）
--------------	-----------------

二 根巻き形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。

<p>ミリメートル)</p>	<p>せん断縁又は手動ガス切断縁</p>	<p>圧延縁、自動ガス切断縁、のこ引き縁又は機械仕上げ縁等</p>
<p>一〇以下の場合</p>	<p>一八</p>	<p>一六</p>
<p>一〇を超え一二以下の場合</p>	<p>二二</p>	<p>一八</p>
<p>一二を超え一六以下の場合</p>	<p>二八</p>	<p>二二</p>
<p>一六を超え二〇以下の場合</p>	<p>三四</p>	<p>二六</p>
<p>二〇を超え二二以下の場合</p>	<p>三八</p>	<p>二八</p>
<p>二二を超え二四以下の場合</p>	<p>四四</p>	<p>三二</p>
<p>二四を超え二七以下の場合</p>	<p>四九</p>	<p>三六</p>
<p>二七を超え三〇以下の場合</p>	<p>五四</p>	<p>四〇</p>
<p>三〇を超える場合</p>	<p><math>\frac{9d}{5}</math></p>	<p><math>\frac{4d}{3}</math></p>
<p>この表において、dは、アンカーボルトの径(単位 ミリメートル)を表すものとする。</p>		

イ 根巻き部分（鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分をいう。以下同じ。）の高さは、柱幅（張り間方向及びびけた行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。第三号イ及び八において同じ。）の二・五倍以上であること。

ロ 根巻き部分の鉄筋コンクリートの主筋（以下「立上り主筋」という。）は四本以上とし、その頂部をかぎ状に折り曲げたものであること。この場合において、立上り主筋の定着長さは、定着位置と鉄筋の種類に応じて次の表に掲げる数値を鉄筋の径に乗じて得た数値以上の数値としなければならない。ただし、その付着力を考慮してこれと同等以上の定着効果を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

定着位置	鉄筋の種類	
	異形鉄筋	丸鋼
根巻き部分	二五	三五
基礎	四〇	五〇

八 根巻き部分に令第七十七条第二号及び第三号に規定する帯筋を配置したものであること。

三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

イ コンクリートへの柱の埋込み部分の深さが柱幅の二倍以上であること。

ロ 側柱又は隅柱の柱脚にあつては、径九ミリメートル以上のU字形の補強筋その他これに類するものにより補強されていること。

ハ 埋込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

#### 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。